

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成28年6月7日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成28年6月7日(火曜日)

午前9時59分開議
午前11時43分休憩
午前11時47分開議
午後0時15分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第12号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第13号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第14号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第15号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第16号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第17号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第18号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第19号 平成28年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 平成27年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第5号 平成27年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第6号 平成27年度電気事業会計事故

繰越額の使用に関する計画の報告について
請第13号 「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について
報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋地の点検・調査結果（平成27年度）について
- ③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等（平成27年度）について
- ④熊本県犯罪被害者等支援に関する取組方針の改定について

出席委員（8人）

委員長	内野幸喜
副委員長	前田憲秀
委員	西岡勝成
委員	岩中伸司
委員	溝口幸治
委員	磯田毅
委員	末松直洋
委員	高島和男

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	田代裕信
政策審議監	坂本孝広
環境局長	成富守
県民生活局長	田中義人
首席審議員兼	

環境政策課長 村 井 浩 一
 水俣病保健課長 小 原 雅 之
 水俣病審査課長 藤 本 聡
 水俣病審査課政策監 山 口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋 本 有 毅
 環境保全課長 川 越 吉 廣
 自然保護課長 中 尾 忠 規
 循環社会推進課長 久 保 隆 生
 くらしの安全推進課長 猿 渡 信 寛
 首席審議員兼
 消費生活課長 中 富 恭 男
 男女参画・協働推進課長 守 山 幸 子
 人権同和政策課長 園 田 正 喜
 商工観光労働部
 部 長 奥 藺 惣 幸
 政策審議監兼
 商工政策課長 磯 田 淳
 商工労働局長 伊 藤 英 典
 新産業振興局長 寺 野 慎 吾
 観光経済交流局長 中 川 誠
 国際スポーツ大会
 推 進 局 長 小 原 雅 晶
 商工振興金融課長 原 山 明 博
 労働雇用創生課長 石 元 光 弘
 産業支援課長 三 輪 孝 之
 エネルギー政策課長 前 野 弘
 企業立地課長 岡 村 郷 司
 観光課長 永 友 義 孝
 国際課長 小 金 丸 健
 首席審議員兼くまもと
 ブランド推進課長 柳 田 紀代子
 国際スポーツ大会
 推 進 課 長 水 谷 孝 司
 企業局
 局 長 五 嶋 道 也
 次長兼総務経営課長 福 島 裕
 工務課長 武 田 裕 之
 労働委員会事務局
 局 長 白 濱 良 一
 審査調整課長 真 田 由紀子

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文
 政務調査課主幹 松 野 勇

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日の委員会は、初めての定例会での委員会となりますので、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さんおはようございます。さきの2月定例会の常任委員会におきまして、常任委員長に御選任をいただきました内野幸喜です。

4月に、2回にわたって震度7を記録するという未曾有の大震災に見舞われた熊本県、その中でこの常任委員会は、中小企業対策、それから、観光復興、災害瓦れきの対策等、非常に重要な委員会となってきます。ぜひ、この委員会の審議を通して、いち早い復旧、復興につなげられたらと思っております。

今後とも、委員の皆様方、執行部の皆様方の御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、前田副委員長から挨拶をお願いします。

○前田憲秀副委員長 おはようございます。副委員長を仰せつかっております前田憲秀でございます。

内野委員長をしっかりと補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員各位、執行部の皆様方の御協力を、何とぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、今回付託されました請第13号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第13号についての説明者を入室させていただきます。

（請第13号の説明者入室）

○内野幸喜委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔をお願いします。

それでは、説明をお願いします。

（請第13号の説明者の趣旨説明）

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りを願いたいと思います。

（請第13号の説明者退室）

○内野幸喜委員長 本日は、執行部全員が出席した初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、田代環境生活部長から順にお願いします。

（環境生活部長、政策審議監～審査調整課長の順に自己紹介）

○内野幸喜委員長 今後、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた

後に、一括して質疑、採決を行いたいと思います。

議案については、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順で説明をお願いします。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

○田代環境生活部長 熊本地震に対します環境生活部におけます取り組み状況につきまして、まず御説明申し上げます。

喫緊の課題として、県内全体で100万から130万トンと推定されます災害廃棄物の処理がございませけれども、各市町村において、仮置場を設けるなど、対応されております。

そうした中で、県では、循環社会推進課内に災害廃棄物処理チームを設置しますとともに、後ほど専決処分の報告、承認の議案のところで説明申し上げますけれども、6市町村から処理事務の一部の委任を受けることとし、早速、第2次仮置場の設計に着手しております。県全体で2年以内の処理完了を目標に、市町村、関係機関・団体とともに取り組みを進めてまいります。

また、地震により急増しております消費者相談に対応するため、休日、夜間の相談や無料法律相談など、相談体制を強化しますとともに、悪質商法の注意喚起など、消費者被害の未然防止に努めております。

それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

予算関係が1議案、予算関係の専決処分の報告及び承認が1議案、条例等関係の専決処分の報告及び承認が6議案でございます。

まず、6月補正予算でございますけれども、総額3億9,200万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、水俣病認定患者の

ための水俣市立明水園の一部個室化整備に対する助成、指定管理鳥獣でありますイノシシ、鹿の効率的捕獲の経費、公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」への町道アクセス道路の受託整備に要する経費など、9事業でございます。

次に、予算関係専決処分としまして、先ほど述べましたように、県として災害廃棄物を処理するために、来年度までの補正予算を専決しております。これとあわせまして、条例等関係専決処分としまして、宇土市を初めとする6市町村と県との間で、災害廃棄物の処理に関する事務委託を受けることについて専決しております。

それぞれ、被災地域の生活環境の保全及び速やかな復旧、復興のためのものございまして、議会へ御報告しますとともに、その承認をお願いするものがございます。

また、繰越明許費繰越計算書の報告としまして、公共関与推進事業費など8事業について、総額4億5,200万円余を平成27年度から平成28年度へ繰り越すことを御報告するものがございます。

このほか、「水俣病対策の状況について」など4件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

今回は、委員会説明資料が3種類ございます。そのうち、右上に肉付け分と記載されています資料を御準備いただけますでしょうか。

2ページ目をお願いいたします。

公害保健費で総額1億8,000万円余の増額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記

載しております。

水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業は、水俣病患者の入所施設であります水俣市立明水園につきまして、個室を9室整備するなどの改修工事を実施する水俣市に対する補助を行うものでございます。及び、在宅の胎児性患者等への障害サービスの提供に際しましては、ホームヘルパーの確保が課題でありますことから、ヘルパー確保に向けた説明会の開催やトライアル雇用に係る事業所への補助を行うための経費でございます。

(2)の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業は、住宅改造を実施される水俣病患者に対し、水俣市などが助成する経費につきまして、市などに補助を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成27年度からの繰越事業でございます。

環境・福祉モデル地域づくり推進事業で8,100万円余を繰り越すものがございます。

これは、右側、繰越の理由欄に記載しておりますように、津奈木町が建設中の平国地区周辺交流拠点センター(仮称)につきまして、実施設計の検討に時間を要したことにより、今年度に繰り越すものがございます。

なお、津奈木町に確認しましたところ、本年8月に完成予定との報告を受けております。

水俣病保健課は、以上でございます。御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の4ページをお願いします。

繰越計算書の報告でございますが、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして、1億6,600万円余を繰り越しております。

これは太陽光発電や木質バイオマスボイラ

一などの再生可能エネルギーを公共施設等へ導入する市町村等へ補助をするものですが、市町村におきまして、設計の見直しや関連資材の納期が見込みよりおくれたこと等により、年度内に工事が完了しなかったため繰り越したものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

6月補正予算資料の5ページをお願いいたします。

鳥獣保護費で1,494万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

鳥獣保護対策事業費のうち、(1)のアライグマ防除体制強化事業につきましては、アライグマによる農林業や生活環境被害防止のために、市町村が行う有害鳥獣捕獲の経費としまして274万円余を計上しております。

(2)の指定管理鳥獣捕獲等事業につきましては、イノシシや鹿による農林業や生活環境被害防止のために、県が事業主体となりまして、捕獲を専門的に行う担い手の確保、育成並びに新たな捕獲方法の実証試験等を行うもので、経費としまして1,220万円余を計上しております。

次ページ、6ページをお願いします。

繰越計算書でございます。3事業におきまして繰り越しを行っております。

まず、生物多様性地域戦略策定事業費の80万円余でございますが、右の繰越の理由欄に記載していますように、生物多様性くまもと戦略の改定作業に当たりまして、改定委員の意見の集約と整理に時間を要したため、改定版の印刷が年度内にできなかったことによるものでございます。

次に、国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費でございます。

これにつきましては、国からの交付決定通知のおくれと、事業着手に当たり、地元関係者からの要望等、これによりますところの環境省との再協議に時間を要し、繰り越しになったものでございます。

3番目に、自然公園施設等災害復旧費の1,150万円余でございますが、これは、年度末に災害査定が完了したために、年度内に復旧工事に係る工期が確保できなかったことによるものでございます。

以上、自然保護課の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

右肩に、地震対応分と記載のある説明資料をお願いいたします。

2ページでございます。

5月20日付で行いました増額補正62億9,400万円余の専決処分を御報告し、御承認をお願いするものでございます。

概要を御説明いたします。

今回の地震災害に伴う災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、廃棄物の発生量が膨大で、単独処理が困難と認められる6市町村からの要請に基づきまして、地方自治法に基づく事務処理を受けることといたしました。

委託を受ける市町村は、建制順に、宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町でございます。おのおの通年の一般廃棄物処理量の5年分から20年分ほどの災害廃棄物の発生が見込まれているところでございます。

補正予算は、県が、災害廃棄物の処理を行うために、空港そばのくまもと臨空テックパーク内の県有地に中間処理施設を含めた第2次仮置場を設置し、運営しますので、その経費として計上したものでございます。

この予算により、第2次仮置場の設計、施

工管理、基盤整備工事、中間処理施設の整備を行いまして、その上で災害廃棄物の処理を行います。

財源としては、事務委託を行った市町村に交付される国庫補助金等を原資に、市町村から県が負担金として徴収する形になります。

本件につきましては、地震発生後1カ月余り、今後、損壊家屋の解体が本格化してくることが見込まれる中で、被災地域の速やかな復旧、復興を進めるため、第2次仮置場の整備に緊急に着手する必要があるため、専決を行ったものでございます。

説明欄に(参考)として、5月18日に被災地の市町村長にも御参加いただいて決定しました災害廃棄物処理の基本方針(概要)を記載しておりますので、御確認ください。

引き続き、3ページをお願いいたします。

これも専決させていただいておりますけれども、平成29年度の債務負担行為として、限度額94億4,100万円余を計上しております。

つまり、受託事業費につきましては、3ページの補正分と合計いたしまして、2カ年全体で157億3,600万円を見込んでいるところでございます。

予算は以上でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

本来、予算に先立つ話でございますけれども、6市町村からの地方自治法に基づく事務委託を5月20日に専決しておりますので、御報告し、承認をお願いするものでございます。

6市町村、同じ内容でございますので、議案第12号の宇土市の案件により御説明いたします。

上から7行目ぐらいのところ、専第8号と書いてございますけれども、その下に、案件の名称として、「宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を

受けることの協議について」と記載してございます。

宇土市の場合は、5月20日付で、県に対して事務委託を要請する協議をいただいておりますけれども、事務委託を行います場合には、地方自治法の規定に基づきまして、双方の自治体で協議して、第1条にあります委託事務の範囲ですとか、第2条の管理・執行方法、第3条の経費の負担などを規定した規約を定めて行うこととされております。

今回の場合、委託事務の範囲につきましては、地震災害により特に必要となった災害廃棄物の処理事務とありますけれども、具体的には、市町村が県の第2次仮置場に搬入して以降、最終処分までの処理ということを具体的に指し示すこととなります。

執行・管理方法は、県の条例や規程によることとなり、経費は宇土市が負担するという内容になります。専決によりまして、この規約により協議が調っております。

6ページの概要をごらんください。

右の内容の欄の2の専決の理由及び3の受託の経緯につきましては、先ほど補正予算の専決で御説明したとおりでございます。

7ページ以降、同様の内容で、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の議案となります。

なお、事務委託につきましては、現在も検討されている市町村がございます。今後、追加についてお諮りする可能性はございますので、申し上げておきます。

地震対応分については以上でございます。

続きまして、冊子を戻っていただきまして、6月補正予算、肉付け分の資料7ページをお願いいたします。

環境整備費につきましては、1億9,300万円の増額をお願いするものでございます。

内容は、右側の説明欄にありますように、1つは、一般廃棄物対策費として、海岸漂着物対策推進事業費700万円の増額でございま

す。

国の補助金を活用しまして、県や市町村が海岸漂着物の回収、処理を行うもので、国の平成27年度2月補正予算につきまして、追加内示を受けて補正計上するものでございます。

もう一つの産業廃棄物対策費は、エコアくまもとに県道大牟田植木線から接続する南関町の町道整備に要する費用でございまして、1億8,600万円を増額するものでございます。

南関町から工事施工を受託して行っている事業でございしますが、国庫補助金の追加内示を受けた南関町のほか、委託料の増額を予定しておりまして、当初予算と合わせて3億1,000万円の事業費となりまして、用地取得が完了しておりますので、県受託分につきましては、本年度中の工事完了を目指すものでございます。

最後に、肉付け分の8ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

海岸漂着物対策推進事業費でございすけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、本年2月に成立した国の補正予算でございすので、平成27年度内に事業を完了できません。このため、4,200万円余の全額を本年度に繰り越すものでございます。

最後に、公共関与アクセス道路整備事業費でございす。

内容につきましては、先ほど御説明した事業でございすけれども、用地取得は南関町が行っておりますが、昨年度、これに時間を要しましたため、予定していた分の道路改良工事ができず、6,000万円余を繰り越すものでございます。

循環社会推進課は以上でございす。よろしくをお願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全

推進課でございす。

6月補正予算、肉付け分の説明資料9ページをお願いいたします。

上段の交通安全対策促進費といたしまして、331万円を計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

まず、1の交通安全総合対策費の311万円でございすますが、これは、熊本県交通安全推進連盟が行う交通安全推進、交通安全思想の普及、意識の高揚及び交通安全資機材の購入に要する経費の補助を行うものでございす。

2の交通安全思想普及費の20万円余でございすますが、これは、地域婦人会の会員を中心に組織されております熊本県交通安全母の会が行います交通安全講習会や交通安全指導者研修等の活動の支援を行うものでございす。

下段の青少年育成費といたしまして66万円余を計上しておりますが、これは、青少年の健全育成を県民総ぐるみ運動として行うため、その推進母体となる熊本県青少年育成県民会議の運営及び活動の支援を行うものでございす。

以上、合計398万円余をお願いしてございす。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございす。

6月補正予算関係資料の10ページをお願いいたします。

繰越計算書でございす。

国の経済対策を活用いたしました交付金を財源といたしまして、2月補正で予算化した地域女性活躍加速化事業費でございす。

本事業は、女性の活躍を支援する事業でございすますが、国の交付決定が27年度末になりまして、年度内に業務完了が見込めないため

繰り越したものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を、続いて担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

○奥菌商工観光労働部長 今定例会に御提案している商工観光労働部の6月補正予算等に関する提案議案について御説明申し上げます。

まず、震災対策関連ですが、先月実施した県内企業の被害状況緊急調査の結果をもとに、製造業、商業、サービス業及び宿泊業の建物、設備などの直接被害額は、現時点の推計で8,200億円に上ることがわかりました。

また、操業停止や予約キャンセルなどの間接的な影響額も含めると、今回の地震による経済損失は既に1兆円を超え、被害は拡大しているものと見込まれます。

このように、県内企業や経済への深刻な影響が懸念される中、商工観光労働部におきましては、今定例会で震災対策関連予算といたしまして、初日提案分の6月補正予算3事業、追号提案分の6月補正予算4事業について御提案申し上げております。

まず、初日提案分といたしましては、被災した中小企業の施設等復旧に対する県独自の補助制度の創設や被災した採石場の防災対策のための基礎調査に要する経費など、総額30億8,800万円の増額補正を計上しております。

次に、追号提案分といたしましては、先日閣議決定されました、中小企業等が復興のためのグループを編成し、県が認定した計画に基づき実施される施設復旧等の費用の一部を助成する、いわゆるグループ補助金に要する経費や、旅行需要の喚起、回復を図るため、国内外からの旅行者を対象とした割引付旅行プラン等の販売に要する経費など、総額934

億8,244万円の増額補正を計上しております。

このほか、震災対策以外の6月補正予算、いわゆる肉づけ予算として、今定例会での提案が必要な経費について、総額4,745万円余の増額補正を計上しております。あわせて、一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○磯田政策審議監 商工政策課でございます。

説明資料、6月補正予算関係、肉付け分のほうをお願いします。

肉付け分、12ページをお開きください。

繰越計算書でございますが、新規学卒者の県内就職率アップ推進事業費につきまして、平成27年度2月補正予算において、国の経済対策に係る地方創生加速化交付金を活用して計上いたしておりましたが、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでございます。

なお、この後各課が説明いたします繰越計算書のうち、同じ理由による繰り越しにつきましては、説明を簡略化させていただきます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、地震対応分の説明資料をお願いします。

23ページをお願いします。

商工施設災害復旧費につきまして、30億円の増額をお願いしております。

右の説明欄にございますように、地域企業等事業再開支援補助費といたしまして、被災

した施設、設備の復旧を行う中小企業に対し助成を行うものでございます。

これは、後ほど追号分で御説明いたしますが、国に要望してございましたいわゆるグループ補助金の実施が、先月31日に閣議決定され、昨日、今議会に追加提案したところでございますが、県としても、国に要望する一方で、国に先駆け、できる範囲での支援策をお示ししようと、県独自に30億円の補助事業を計上させていただいたものでございます。

具体的には、グループ補助金を補完するものとして運用したいと考えておまして、施設、設備の復旧費に対し2分の1補助、上限額は、事業規模や被害状況に応じ、200万から500万円で検討を進めております。

以上、一般会計の地震対応分として30億円の増額をお願いしております。

次に、肉付け分の資料をお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

中小企業振興費につきまして、231万円余の増額をお願いしております。

これは、右側の説明欄にございますように、中小企業団体等補助費として、中小企業団体の自主事業に対し助成するものでございます。具体的には、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、商工会職員協議会の4団体に対し、毎年、職員研修事業等について補助を行うものでございます。

以上、一般会計の肉づけ分として231万4,000円の増額をお願いしております。

次に、追号分の説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

商工施設災害復旧費につきまして、632億2,244万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

まず、(1)の中小企業組合共同施設等災害

復旧補助事業につきましては、中小企業組合が行う共同施設等の災害復旧に要する経費の助成でございます。具体的には、被災した工業団地や共同店舗等における倉庫や生産施設、販売施設等の復旧に対し、国、県合わせて4分の3を補助するものでございます。

次に、(2)の商工会等施設等災害復旧補助事業につきましては、商工会等の施設等の災害復旧に要する経費の助成でございます。具体的には、被災した商工会、商工会議所等、商工団体における指導・相談施設等の復旧に対し、国、県合わせて4分の3を補助するものでございます。

次に、(3)の商店街振興組合共同施設等災害復旧補助事業につきましては、商店街振興組合等が行う共同施設等の災害復旧に要する経費の助成でございます。具体的には、被災した商店街におけるアーケードや街路灯などの復旧に対し、国、県合わせて4分の3を補助するものでございます。

次に、(4)の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業につきましては、中小企業等グループの復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等に要する経費の助成でございます。

この事業がいわゆるグループ補助金でございまして、具体的には、まず中小企業等の方々に、サプライチェーン型、経済雇用効果型、基幹産業型、商店街型など、一定の機能を有するグループを形成していただき、共同事業などを盛り込んだ復興事業計画を作成し、県が認定を行います。その上で、グループを構成する各事業者が、この復興事業計画に基づき、施設復旧を行うための補助を申請し、中小企業には国、県合わせて4分の3を、その他の中堅企業等に対しては2分の1を補助するものでございます。

制度の詳細については、現在、国と詰めの協議を行っている段階でございます。

なお、詳細が決定後、早期に募集を開始す

る必要があると考えており、当該事業の予算案について議決をいただきますならば、来週からグループ補助金についての事業者説明会を開催できるよう、準備を進めているところでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費につきまして、237億円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

被災中小企業施設・設備整備支援事業でございますが、これは、中小企業等が施設、設備の復旧等を行う場合に、中小企業基盤整備機構及び県が財源を負担し、無利子で貸し付けを行うための経費でございます。

具体的には、今御説明いたしました2ページのグループ補助金等を活用して、復旧、復興を行う事業者の自己負担分4分の1につきまして、くまもと産業支援財団を通じて無利子貸し付けを行うための貸付資金63億円と、その事務費などに充当するために必要な運用をするための基金原資174億円の合計237億円でございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

お手元資料の右肩に肉付け分と書いてある資料にお戻りいただきたいと思っております。

15ページをお願いします。

まず、労働福祉費で68万円余を計上しております。

労働者福祉協議会補助金ですが、これは、熊本県労働者福祉協議会の管理事務費など、運営費に対する助成でございます。

次に、職業訓練総務費で712万円余を計上しております。

小規模事業者ものづくり人材育成事業です

が、これは、ものづくりに携わる県内小規模事業者の人材育成を支援することで、県内製造業の振興を図る経費でございます。

次に、失業対策総務費で747万円余を計上しております。

シルバー人材センター事業費ですが、これは、熊本県シルバー人材センター連合会の管理事務費など、運営費に対する助成でございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

同じく、右上に肉付け分と記載しております資料の17ページをお願いいたします。

工鉱業振興費に係る3事業につきまして、合計1,220万円の補正予算をお願いしております。

まず、(1)の小規模事業者等支援事業でございますが、小規模事業者などに対する経営改善や販路開拓等の支援に要する経費でございます。

次に、(2)工業関連団体支援事業でございますが、一般社団法人熊本県工業連合会の運営等に対する助成です。

次に、(3)発明奨励指導事業でございますが、発明工夫展を行う熊本県発明協会に対する助成及び職務発明に対する報償に要する経費でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

まず、燃料電池自動車普及促進事業ですが、これは水素ステーションの設置に係る国の規則などの整備に予定より長い期間を要しましたため、繰り越しが必要となったものでございます。

なお、水素ステーションの開所式につきましては、昨日、内野委員長にも御出席いただ

き、とり行ったところでございます。

産業支援課は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料、地震対応分をお願いいたします。

24ページをお願いいたします。

鉱業振興費でございます。

今年度から、採石場に関する事務を当課でさせていただくことになりました。よろしくをお願いいたします。

右側の説明欄をお願いします。

阿蘇採石場防災対策事業につきまして、2,000万円の増額をお願いしております。

阿蘇採石場につきましては、ことし12月の終掘に向け、排水路工事等の防災対策に取り組んでいるところでございます。

今回の地震により、採石場の壁面が大規模に崩落するなどの被害が発生しました。防災対策のための基礎調査に要する費用をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料、肉付け分をお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

阿蘇採石場の防災対策事業につきまして、2,162万円を繰り越したものでございます。この事業は、終掘に向けて、防災上の観点から排水路工事を行うものでございます。

排水路に隣接する用地におきまして、工事前の測量調査で登記図面と現地に不整合な箇所があり、地権者への説明等に不測の日数を要しました。このため、年度内に事業が完了できず、繰り越したものでございます。なお、7月中には終了予定でございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡村企業立地課長 企業立地課でございま

す。

委員会説明資料、肉付け分の21ページをお願いします。

熊本県企業誘致連絡協議会の負担金、300万円をお願いしております。

この協議会は、平成4年に設立され、現在、県と企業、市町村など、157団体で構成されており、広報事業や展示会出展、セミナー開催など、会員間の情報交換や連携による事業を実施しております。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○永友観光課長 地震対応分説明資料の25ページをお願いいたします。

観光客誘致対策費において、新規事業「がんばろう！熊本」観光復興事業の経費6,800万円の計上をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、今回の地震により、九州を横断する国道57号やJR豊肥本線等の寸断、熊本城、阿蘇神社を初めとする主要な観光資源の直接的被害のほか、県内で33万人を超える宿泊キャンセルが出るなど、間接的被害も深刻化しております。

そこで、行政や民間有識者の方々による——仮称でございますが、観光復興会議を設置し、熊本観光の目玉となる新たな宝づくりを行うための経費及び風評被害の防止並びに旅行需要を喚起するため、観光プロモーション等の経費を計上させていただいております。

次に、追号分説明資料の4ページをお願いいたします。

先ほど説明しました「がんばろう！熊本」観光復興事業の追加経費として、65億6,000万円の計上をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、熊本地震復旧等予備費により新たに創設されました九州観光支援のための割引

付旅行プラン助成制度を活用するもので、地震により失われた旅行需要を早期に回復するため、九州観光推進機構及び九州各県と連携した観光プロモーションや、国内外からの旅行者を対象にした、70%まで割引可能な旅行商品の造成、販売に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料、肉付け分の資料23ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費につきましては、190万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

県内の関係国際交流団体に対する補助金として45万円、県国際協会が行う事業に対する補助金として145万円余の増額をお願いするものでございます。

次に、下段、商業総務費につきましては、761万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

県内企業の海外展開を支援するため、海外展開をコーディネートする人材を配置するとともに、海外展開を行う企業に対し助成を行う事業の経費でございます。

以上、合計952万4,000円の増額をお願いするものでございます。

国際課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

続いて、資料24ページをお願いいたします。

観光費として、512万円余の増額をお願いしております。これは、国際スポーツの取り組みを推進するため、国際交流員を配置するための経費です。

高度な日本語コミュニケーション能力をあわせ持つ国際交流員を配置し、的確に海外との意思疎通を図り、2019年のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権の開催、また、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致の3つの取り組みを円滑に進めたいと考えております。

なお、経費の半分は共同事務局の熊本市が負担することとしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて次長及び担当課長から説明をお願いします。

○五嶋企業局長 初めに、企業局で経営しております電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業、3事業におけます熊本地震による被害及び復旧の状況について御説明申し上げます。被害の大きかった順に御説明いたします。

まず、本年度から指定管理者制度へ移行しております有料駐車場事業におきましては、隣接する建物の搭屋が崩落したことにより屋上が崩壊し、そのほか、建物、施設に損傷箇所がありますことから、休業を余儀なくされておりました。

5月補正予算で、施設被害の復旧工事費用として5,000万円を増額していただきましたので、応急復旧工事を行い、安全が確認できましたことから、去る5月28日から営業を再開したところでございます。今後、本格的な復旧工事にも取り組んでいく予定にしております。

次に、工業用水道事業におきましては、有明工業用水道事業で、配水管2カ所での漏水や汚泥処理装置でございます脱水機の部品損傷などが発生いたしました。応急復旧を行ったことにより、受水企業には支障なく配水を行うことができております。

5月補正予算で、復旧工事の費用としまして2,000万円を増額していただきましたので、今後、漏水箇所の本格的復旧工事を行うこととしております。

八代工業用水道及び苓北工業用水道につきましては、今回は被害はございませんでした。なお、八代工業用水道につきましては、耐震化を図るため、平成25年度から今年度末までの計画で、導水管の強靱化工事に取り組んでいるところでございます。

最後に、電気事業におきましては、水力発電では、発電に支障を来すような被害はございませんでした。発電所を遠隔制御しております発電総合管理所やダム見張所等の建物に亀裂の被害がありましたが、耐震強度に問題はなく、発電にも影響がないことを確認しております。

なお、これらの災害対応における工事費等につきましては、東日本大震災と同様に、国庫補助制度を創設していただけるよう、また、既に国庫補助制度のあるものにつきましては、予算を確保していただけるよう、関係省庁に対して要望活動を行っているところでございます。

荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況につきましては、地震による影響はありませんでしたので、今回は報告事項とはさせていただきますが、現在、河川内にある門柱や管理橋などの構造物はほとんど姿を消しており、今年度は、本体の左岸部撤去を予定しております。

平成29年度の撤去完了に向けて、引き続き、安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダムの撤去を確実に進めてまいりたいと考えております。

なお、この後、地方公営企業法の規定に基づきます平成27年度の電気事業会計における建設改良費繰越及び事故繰越につきまして御報告させていただきます。詳細につきましては次長から説明いたしますので、よろしくお

願いいたします。

○福島企業局次長 説明資料の6月補正予算関係、肉付け分をお願いいたします。

25ページをお願いいたします。

電気事業会計における建設改良費繰越及び事故繰越の報告でございます。

まず、電気事業会計の建設改良費繰越に係る報告でございます。

全8件のうち3件が発電所の更新に関するもので、残りの5件が荒瀬ダム撤去工事に関係するものでございます。

右の説明欄をごらんください。

最初の1件は、緑川第一発電所の水車発電機等の更新に伴いまして、土木・鋼構造物設備の健全度を調査するものでございます。

入札を行いました。技術者が不足することから不落になりまして、平成28年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次の2件は、市房の幸野ダムゲートの自動制御装置更新工事及び各発電所及び発電総合管理所に係ります監視用カメラシステムを更新するものでございますけれども、装置仕様の決定に当たりまして、関係者との協議に不測の日数を要しましたことから、平成28年度へ繰り越しを行ったものでございます。

残りの2件と次のページの3件は、荒瀬ダム撤去工事に関するものでございます。

1件目は、荒瀬ダム本体等の撤去工事、2件目は砂れき除去でございます。昨年11月、12月に出水がございまして、工事用道路が流出し、その復旧に不測の日数を要しましたことから、平成28年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次のページの3件でございます。

上流浸水対策、路側構造物補強、国の交付金対象事業実施に伴う一般会計に対する企業局の負担金でございます。これらは、関係機関との調整に不測の日数を要しましたことから、平成28年度へ繰り越しを行ったものでござ

ざいます。

次に、27ページをお願いいたします。

電気事業会計の事故繰越に係る報告でございます。

地方公営企業におきましては、一般会計の明許繰越制度がございません。建設改良費繰越以外は、全て事故繰越となります。

事故繰越は2件でございます。最初の1件は、先ほど述べました各発電所及び発電総合管理所に係ります監視用カメラシステムを更新する工事に係るものでございます。当該改良工事に伴いまして生じます設備の除却費を、平成28年度へ繰り越すものでございます。

次の1件は、阿蘇車帰発電所の修繕部品につきまして、仕様変更が必要になりましたことから、その製造に不測の日数を要したことから、平成28年度へ繰り越しを行ったものでございます。

企業局の繰り越しに係る報告は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

それぞれの部と課をまたがるものは別として、まずは環境生活部の質問から受け付けたいと思います。

質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 5ページの自然保護課ですね。

鳥獣保護対策事業費、これはアライグマの被害は場所はどこなのかというのが1点と、その次のイノシシ、鹿のやつで、新たな捕獲方法の実証実験、これはどんな方法で、どのあたりの地域を想定されているのか、教えてください。

○中尾自然保護課長 まず1点目、アライグ

マでございますけれども、これは、九州で10年前、平成18年ぐらいに、まず北部九州、長崎、佐賀、福岡で発生しております。

当県におきましては、平成22年の9月に、城南町でまず第1例が見つかっております。これにつきましては、現在までに13例、約4頭の捕獲がなったということでございまして、今のところ被害という被害は確認はされてないという状況でございます。

ただし、長崎県では、26年度におきまして、被害がかなり出ておりまして、そのとき1,200頭ぐらいの捕獲がなされておりまして、水際でとめようというところで、主に県北の市町村の方々にお願いして、その対策を担っているということでございます。

それから、2点目でございますけれども、新たな捕獲方法でございます。

これにつきましては、今現在散弾銃が主でございますけれども、新たなといいますのは、1カ所に餌づけして集めまして、それをシャープシューティング、要するにライフルでしとめるといったことで、ライフルでしてしまいますと、後のジビエ、要するに料理等に活用できるということでライフルでやろうということでございまして、主な地域としましては、先生の地元でございます人吉地域をベースにやろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 まさか地元とは思っておりませんでした。その散弾銃とかライフルって、まあ特にライフルでしょうけど、ここは。そんなにたくさんいらっしゃるんですか。今まで散弾銃の人が、ライフルもいけるということで理解をしていいのか。

○中尾自然保護課長 今後、この事業をもちまして、そのライフルに対する技能的な技術のアップを目指していくということで、研修

等を中心に考えておるといところでございます。

○内野幸喜委員長 ほか質問ありませんか。

○西岡勝成委員 震災対応の件でなんですけれども、震災が起きた直後、道路等に被災した家具とかなんとかいっぱい出ておるのを私たち見て、粗大ごみまで便乗して出している例が多く見られたと思うんですね。

何か小野副知事が、そのことをちょっとフェイスブックか何かであれしたら問題になったとかなんとかという話も聞いたんですが、自衛隊まで出動して片づけてもらった——ぎりぎりのところですよ、あの事例で自衛隊が出動する、その件について。そういうことまでして、これは熊本県民の常識というのが、ちょっと変なふうな、ああいうところに出てきたような感じもしないでもないんですけれども、実態として、本当に震災ごみじゃない部分がかかなり便乗して出されたような気がするんですけれども、その辺は何か把握している部分はありますか。

○久保循環社会推進課長 いわゆる便乗ごみと言われるものについては、私どもも非常に当初頭を痛めた部分でございまして、確かに西岡委員おっしゃるとおり、本来は違うだろうなど、災害廃棄物ではないだろうなどというものにつきまして、例えばブラウン管のテレビでございまして、そういったものが路上に出されたという事実はございます。

ただ、これにつきまして、基本的に熊本県下は、一般廃棄物の処理については、全国でも非常に最終処分とかの量が少ない、非常にそういう意味ではすぐれたところであったんですけれども、この災害についてはそういう事実も出てきたということでございまして、今後、市町村等と一緒にしまして、災害廃棄物の処理については、反省をして、なおか

つ、そういったことが今後は生じないような形でできるだけやっていきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 そうというのは、やっぱり一番いかぬ部分だと思うんですよ。震災になって、泥棒したり、そういうのと一緒に、やっぱりそういうときに県民性とかそういうのが出てくると思われるので、私たちも車で通って、これは震災ごみかと思うようなものがいっぱい現実あったので、この辺はやっぱり反省点として、きちっと県民にも伝えておく必要があると思う。

○内野幸喜委員長 ほか質問ありますか。

○岩中伸司委員 それでは、今説明いただいた、小さい部分で、地震対応分で25ページですかね。観光課にお尋ねしたい……

○内野幸喜委員長 先生、済みません、先に環境生活部を、またがる部分だったらあれですが。

○岩中伸司委員 いや、今のとちょっと関連したもんだけん。

ごみ出しを、今言われるように、本来地震とは関係ない形で、私もずっと現場を回ったんですけれども、そういうことが考えられぬなということと同時に、それと同じようにこの観光部分も——ちょっと違いますが、本来震災とは本当に関係のあるのかなと。

九州全体をエリアとして、国が68億ですか、こんな形になっていますが、熊本と大分というなら、もっと熊本に集中してほしいなという思いがあるんですけれども、これ幸い、あんまり関係ないところに出しとるんじゃないかなと。今のごみと同じですが、ごみは個人の考え方ですので、これは一人一人の問題ですが、国はやっぱりそうじゃないなど

思うので。政治的な問題だと思うのでですね。

例えば、鹿児島とか福岡、佐賀、長崎は、今度の地震はあんまり関係ないようなんですが、ただ、ツアーで行く場合は、それがキャンセルになったということはあると思うんですが、全て同じような形ではないと思うんですが、すけれども、やっぱり熊本、大分を重点的にやるべきだと思うんですが、そこら辺は。

○永友観光課長 今のは、国の今回の割引付旅行プランの助成制度の額の配分ということではよろしゅうございますでしょうか。

○岩中伸司委員 はい。

○永友観光課長 これにつきましては、国のほうにおいては、実際のキャンセルの人数をベースに算定をされておまして、本県が一番——180.3億円が今回閣議決定をされましたけれども、そのうち65億6,000万円というのが本県に配分されております。いわゆる、3分の1については熊本県に配分と。被災地であります熊本、それから大分、大分がその2番目に次いで配分を受けているという状況でございますので、ある程度実際のキャンセルに応じた配分になっているかというふうに考えております。

○岩中伸司委員 わかりました。

○高島和男委員 地震対応の分で、2ページです。

災害廃棄物の処理ということでお尋ねをしたいと思うんですが、代表質問の御答弁の中にもあったかと思うんですが、要は、建物、家屋を新築したりする場合は、中のやつはもちろん全部出して、もう解体のみですから、がしやんがしやんということで短時間でできると思うんですが、改めて申し

上げるまでもなく、地震ということで、中にはいろんなやつが、まだまだ貴重な品々が残っている。解体をしながら、その現場で住んでいらっしゃる方は、取り出しながらというようなことも十二分に考えられると思うんですね。

答弁の中では、現場で分別をやるというふうなお答えだったと思うんですね。ただ、現場によっては、分別ができるようなスペースというか、トラックであったり、重機であったりというのが、本当にそういうスペースもあるのだろうか。そしてまた、先ほど課長が御説明の中で、迅速かつ円滑に進まないかぬという中で、本当にそれでスピードが上がるのかなという疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○久保循環社会推進課長 高島委員のおっしゃる分別の話でございますけれども、この分別をどの場面で行うかによって、その後のスピードというのが決まってしまう。といいますのが、東日本大震災の場合でも多く見られたんですが、あの場合は、津波で非常に汚泥がまじったようなごみだったんですが、それをまず洗い流してとか、そういう形の処理にかなりの時間と費用を要しました。

今回の地震災害におきましても、そういったまざった状態が出てきますと、その先の例えばリサイクルですとか中間処分ですとか、そういったところに時間を要し、なおかつ、費用も要するという形になってまいります。

できるだけ、可能な限り現場において分別をしていただく、そういう処理を解体工事の業者さんにはやっていただくというのが、先々において、最低の時間と費用というものにつながっていくのではないかという意味でお願いをしているという状況でございます。

ただ、おっしゃるとおり、建物所有者の皆様には、そういったいろんな大事なものがま

だ屋根の下に隠れていると。例えば、仏壇でございませうとか、位牌でございませうとか、そういったものが隠れている状況はございませう。東日本大震災の場合は、かなり津波で流された、神戸の震災の場合は、火事で焼けてしまったというところで、割と少なかったと聞いておりますけれども、今回の熊本地震の場合は、そういうものもかなり多いだろう、所有者の方もかなりそういう御希望をされるだろうということで、多少丁寧にそこ付近を対応します分時間がかかるというのは、そこ付近のことはやむを得ないかなというふうに思っておるところでございませう。

○高島和男委員 今おっしゃるように、現場で分別するのか、あるいは全部がしゃがしゃ持って行って、仮置場でじゃあ分別するのか、どちらが費用対効果であったり、スピードを短縮できるのかということだろうと思ふんではございませう。

私ども個人的な考え方としては、とにかくやっぱり解体を現場でスピードアップさせないと、被災をされた人たちも、次のステップに行けないんじゃないかという思いはあるんではございませう。そこら辺はどうでしょうね。

○久保循環社会推進課長 そこが我々の悩ましいところではございませう、委員おっしゃるとおり、狭い敷地の中でどうやってやっていくのかということもございませうので、これは解体工事の専門の業者さんたちが入られますので、そういう知恵、工夫を現場で最大限やっていたいただきながら、可能な限りというふうには考えておるところではございませう。

○高島和男委員 続いてちょっといいですか。

○内野幸喜委員長 どうぞ。

○高島和男委員 解体をしていく中で、いろいろ新聞等でも取り上げられたと思うんですが、アスベストですね。アスベストもそうなんですけれども、シロアリですね。ここいらの、やっぱりやたら壊していきますと、まあ目には見えにくいかもしれませんが、結構やっぱり飛散をして、健康な状態の家屋にまで後々影響が出てくるんじゃないかという不安というか、懸念があるかと思うんですけれども、そこいらに関しては、業者の方々の連携というか、指導というか、あつておりますでしょうか。

○久保循環社会推進課長 アスベストの飛散防止につきましては、実は、きょうお昼から、市町村と関連工事業者の方に集まっただけで、飛散防止に対する工夫ですとか考え方、そういったものの説明をさせていただく予定ではございませう。

ただ、シロアリにつきましては、ちょっと私も、済みません、不勉強ではございませう、今ここでどういう工夫が可能かとか、どういう対策を打つべきかとかいうことはちょっとお答えしかねますので、また後でということではお願いしたいと思ふんですが。

○高島和男委員 先ほど申し上げましたように、そのシロアリも、アスベストと匹敵とまでは申し上げませんが、本当に長い年月をかけて資産を食うていくわけですので、ぜひやっぱり検討の中に入れていただきたいと思ふので、よろしくお願ひします。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ、環境生活部についての質疑はこれで終了したいと思ふます。

引き続き、商工観光労働部についての質疑に入りたく思ふます。

質疑ありませんか。

○末松直洋委員 追号分の2ページの、いわゆるグループ補助金の件ですけれども、632億補正がついておりますけれども、うちの市も商店街がかなりの被害を受けております。この補助金によってかなりの方が助けられると思います。ただ、この1社当たりの限度額というのが決まっているんですか。

○原山商工振興金融課長 現在、国と詰めの段階ですけれども、基本的には、1社当たり15億円が限度ということで、今協議が進んでおります。

○末松直洋委員 かなりの大きい金額のところまで見てもらえるということでもあります。

○内野幸喜委員長 今の1社当たりって、グループで15億ということですか。そこをちょっと。

○原山商工振興金融課長 個社といいますか、1社当たりです。

○内野幸喜委員長 1社当たりですね。

○末松直洋委員 物すごい、まあ本当ありがたいことですが、ただ、これから説明がされていくかと思っておりますけれども、時間がかからないように早目に会員の皆さんに説明していかんと、なかなか会員の皆さんも、長くかかればかかるほど意欲をなくされていきますので、できる限り早目に会員の皆様にそこら辺の説明をぜひお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 観光課にちょっとお尋ねしたいんですが、私たちも、もう5月1日に天草地域で、例えば——被災が少なかったもの

ですから、被災地に何ができるかということ、今後何が起こるかということでいろいろ会議をしたんですけれども、その席で、長崎県と佐賀県が、いち早く熊本県民全員に対して、無料で宿泊を受け入れるという対応をしたということを聞いて、どういう金を使って、どういうふうなことをしたのか、びっくりしてですね。わからなかったんですけれども、どういうお金を、その両県、使ったんでしょうか。

○永友観光課長 観光課でございます。

佐賀県さんと長崎県さんにおいては、あれは全て単独で、一般財源で、やはり熊本を応援しようという気持ちでやっていただいております。

○西岡勝成委員 それで——本当にありがたいことですよ。かなり利用された方もいらっしゃると思うんですけれども、天草からすれば、傷ついてなかったものですから、何で熊本県はそういう対応をせんのかというお叱りの言葉を旅館業者、ホテルあたりからいただいたんですけれども、私は、その場では、まだその段階じゃないと、今県は、そういう対応ができるような体制ができてないということでその場は終わったんですけれども。物すごくその佐賀県と長崎県の対応が早かったものですからびっくりしたんですが、ちょっと見ると、かなり利用者が多くて、送迎までバスつきでやってくれたということだものですからね。その差にちょっと啞然としたんですけれども、今後、観光振興のために国もいろいろ、先ほどから岩中先生から話がありましたように、やってくれるのを期待していますが、そのシステムが、旅行業者のプランの中に入り込んだやつを——旅行業者に政府が金を出すということになるんですか。例えば7割とか。

○永友観光課長 今回の国の割引付旅行プラン助成制度の概要を若干説明させていただいてよろしいでしょうか。

○内野幸喜委員長 はい。

○永友観光課長 今回は、国からまだ要項が来ておりませんので、詳細はまだ今から制度設計しますけれども、原則、旅行会社がつくる旅行商品を割引いて販売するという事です。

そのやり方としましては、いわゆるインターネットと店舗型ということで、2つに分かれています。その旅行商品についても、宿泊だけというのと、あと足つき、エアとか鉄道がついている商品ですね、そのパッケージ、2つのパターンがありますけれども、それを割引いて販売すると。

その割引率については、熊本県と大分県についてはマックス7割と、その他の県についてはマックス5割ということでございます。その割引いた分を、その交付金を使って補填するというのがスキームでございます。

○西岡勝成委員 そこでなんですけれども、熊本県の小さな旅行会社、まあ大手はそういうことで絡んでくるんでしょうけれども、小さな会社あたりから、自分たちは入らないんじゃないかという心配の声を聞いたんですけれども、その辺はどうなんですかね。エージェントがね。

○永友観光課長 観光課でございます。

その委員御心配の点についてですが、店舗経営でありますと、いわゆるJATAといたしまして、日本旅行業協会という大手の集まり、いわゆるJTB、日本旅行、近畿日本ツーリストというのがございますけれども、まあそのほかにもありますけれども、それともう1つ、委員おっしゃられる、ANTAとい

う——頭文字なんですけれども、全国旅行業協会という中小事業者の集まりがございます。それについては、今回のこの助成制度については、両方とも対象にしております。ですから、きめ細やかに、地元の中小の旅行会社が募集して、観光客を呼び込めるような形で制度設計はしたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 ぜひよろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩中伸司委員 今、熊本県内のホテル業関係、実際、営業できないところは何か所ぐらい。

○永友観光課長 我々は、ある程度は押さえておるんですけれども、正確には、済みません、数としては押さえ切れておりませんが、大体8割、9割方はもう営業をされているというふうに考えております。

○岩中伸司委員 被災をされて、被災者に聞けば、最初は命が助かったのがよかったという人が、そうじゃない、もう2週間、3週間たったら、あのとき死んだのがよかったという言葉は私は直接耳にしたんですよ。

こういう業界の場合も、本当にやっぱり早く再建できてお客を呼び戻さないと、将来に展望がないと、もう行き詰まってやる気も起これなくて、最悪の結果になると思うので、ぜひ積極的にそこら辺は支援をお願いしたいと思います。要望です。

○高島和男委員 地震対応分の25ページ、観光客誘致対策費ということで、観光復興会議を——仮称ですが、立ち上げるんだということで、先ほどの説明でいくと、行政と民間、

私が思い描くイメージとしては、発災当初とか、直後に知事が、五百旗頭先生あたりの座長で有識者会議というものを立ち上げられましたけれども、大体メンバー的にとか、想定されるメンバーであったりあるいは人数であったり、いつからスタートさせて、どういう議論をさせて、宝づくり観光プログラムということ为先ほどおっしゃったと思うんですけども、それは通常の場合もそういうことはやっていらっしゃると思うので、この被災をしたときと、この会議で具体的に、具体的にというのはなかなか現段階では言えないかもしれませんが、思い描いていらっしゃることをもうちょっと詳しく御説明していただけますか。

○永友観光課長 観光課でございます。

具体的には、メンバーについてはこれから選定をしたいというふうには考えておりますけれども、ある程度幅広く年齢層とかはいきたいなと、若者も含めたところまで。

内容については、熊本城と阿蘇が被災を受けておりますので、今回、これまでの観光の計画上では、熊本と阿蘇でつり上げていこうということで打って、全体の底上げを図るといふ計画にしていたんですけれども、今回、計画の見直し時期にちょうど来ておりますけれども、ちょうどその時期に地震が起きたので、実際にはその熊本城と阿蘇というのがやられていますので、これは、なかなか熊本城を売らないとか、阿蘇を見せないとかいうことではございませんけれども、熊本は熊本城でしっかりと復興過程を見せていくとかいうことで、熊本市とも協議をしていきたいとは考えておりますけれども、各地域の宝を、しっかり観光資源を磨き上げていきたいなという思いがございまして、世界遺産でもあります万田坑、それから三角西港、それから今後予定されております崎津集落、それから人吉、球磨の日本遺産もございまして、そう

いったところにスポット、焦点を当てて、そこを磨き上げていけないかというところを議論を、そういうのを含めて議論していただきたいなというふうに考えております。

○高島和男委員 すると、大体メンバーの皆さん方は、県内在住者ということで理解していいんでしょうか。

○永友観光課長 いや、県内も含めて、県外からもと考えております。

○高島和男委員 私は、ぜひ県外の方の御意見、視点というのが大事だと思うんですね。それと、せっかくならば、やっぱり外国人の方の御意見あたりもどうでしょうかね。入れてみる必要はあるんじゃないかと思います。これは要望でございます。

○磯田毅委員 追号の2ページですけれども、商工振興金融課。

630億という大変な予算がつく中で、実は東日本のときにもこういった事業はあったかと思えますけれども、その東日本の検証といいますか、どういう効果があって、どういう問題があったのか、課題として残ったものは何か、そういったものを幾つか挙げてもらう中で、そして、今度、創造的復興という言葉が今飛び交ってるんですけれども、この商店街の復興についてのそういう創造的、ちょっと抽象的ですけども、非常に将来を考えた本当にいい言葉だと私は思いますけれども、その意味について、要するに、東日本の結果はどうだったのか、それを踏まえて、今回の熊本型の中小企業等のグループ補助金がどう活用されていくか、そういうことをちょっと教えていただきたいと思えます。

○原山商工振興金融課長 このグループ補助金の効果ですけれども、直接宮城県の担当の

方に聞きましたところ、やはりこの補助金があったおかげで復興は確実に進んだと、それはおっしゃっていました。

一方で、課題でございますが、きょうの新聞にもございましたけれども、震災前の売上水準まで回復していない企業が55%に上ったという調査が確かにありまして、経営が軌道に乗ってないというような課題があるということでございます。

この売り上げが回復していない理由で最も多いのは、見ましたところ、やはり既存顧客の喪失ということで——お客さんの喪失、既存顧客の喪失ということでございました。

ですから、今後、復旧後の販路の確保とか拡大とか、そういったものが大変大きな課題になるだろうと思います。具体的には、やはり商工団体とかと一生懸命連携をしながら、伴走型で支援をして販路拡大等につなげていくということが大事なというふうに思っております。

それから、創造的復興ということですが、このグループ補助金で復興事業計画というものをつくっていただきますが、その中で、共同でいろんな事業、例えば商店街でいきますと、過去の東北の例でいきますと、新たにコミュニティスペースをつくりましようとかあるいはいろんな共同イベントをやりましようとか、宅配型の事業をましようとか、そういったものが掲げられていますので、そういったものでさらに次のステップに行けるような事業を復興事業計画として掲げていただいて、それに向けて取り組むということかなというふうに思っております。

以上です。

○磯田毅委員 東日本のとき、私たちも精いっぱい、私は農家ですので、そういう市場との取引の関係上、そういった支援物資とか支援金を大分送ったんですけれども、その中で、実は復興が早いのは、全国チェーンの大

手のスーパーの復興はとにかく早いと。ところが、個人とか小さい中小の店舗は、なかなか復興も時間がかかるし、時間がかかってももどに戻ることは非常に難しいと。

そういう中で、東日本の恐らく中小企業の割合というのは、震災後、非常に私は落ちていると聞いています。そういった面で、地方創生という、要するに地方の経済を立て直そうとする観点をやっぱり強く入れる中でのこういうグループ補助金、そして、そういった県からのいろんな指導、アドバイス、そういったものが将来の、要するに商店街とか中小企業等の復興につながる、つなげるような復興の事業にしていきたいと。これは要望ですけれども、お願いします。

○高島和男委員 関連して、グループ補助金なんですけれども、御説明では、復興事業計画を策定して、県の認定を受けて、そしてグループの構成員がそれぞれを算定して県に申請をすると。そして、そこを県が今後は審査をされるんでしょうかね。で、適当だということであれば、金額が決定をされていくという流れになっていくと思うんですが、今先生もおっしゃったように、やっぱりスピードというのは大事だと思うんですね。

大体の大まかな、どのくらいの期間で決定がなされるものでしょうか。それがやっぱりはっきりわからないと、事業者の皆さん方は一歩前に進めないというところが必ずあると思うんですけれども、このくらいの期間ですよというのがわかれば教えていただきたいと思っております。

○原山商工振興金融課長 まずは、先ほども申し上げましたけれども、事業者向けの説明会をまず来週にでもやらせていただければと思っております。その後、その後といいますか、それと並行する形になるかもしれませんが、公募開始をすぐやりまして、例え

ば締め切りは1次、2次、3次と段階的に設けて、準備ができたものから順次やっていくというような形で進めていきたいと思えます。

大まかなスケジュールとしては、公募開始後、おおむね大体一月ぐらいをめどに復興計画の締め切りを設けて、審査して、交付決定については、ちょっとどれだけ把握できるかわかりませんが、今どれくらいかかるというのはちょっと言えませんが、ここはもう可及的速やかに、すぐ手続ができるようにしたいと思えます。

復興事業計画のとき、補助金の金額も大体書くことになっているんですね。ですから、それが基本になりますので、その後、各社から申請をいただいて手続するというようになりますので、そこで個別に審査を速やかにやってやるということにさせていただきたいと思えますけれども。

○高島和男委員 罹災証明の発行にしてもそうですねけれども、次々とやっぱり新しい課題が出てきて、今度はその話がまた大きく取り上げられるんだらうと思うんです。なるだけやっぱり、繰り返しですけれども、事業者はそれが決定されないことには次に進めないということもありますので、ぜひ早目早目をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。要望です。

○内野幸喜委員長 じゃあ、ちょっと私からも今の、いいですか。

決定前に、見切り発車的に、これは大丈夫だろうということでもやる事業者さんもあると思えますよね。特に、その生産ラインを一日も早く復旧させたいと、店舗を一日も早く復旧させて販売につなげたいというのもあるので、見切り発車的にやるところも出てくると思うんですね。そうしたときに、じゃあ、いざそれが該当しないというとなれば困

るわけであって、その辺の相談体制とか、それは十分ちゃんと構築してほしいと思えます。

それから、この間話したように、もうすぐに生産ラインを復旧させないといけないということで、自己資金でやっている方、いらっしゃるわけです。このグループ補助金の要件の中に、この間も話しましたが、その相見積もりとか、そういったことがあるわけですね。

ただ、その火事場のときに、それぞれの一日でも早くしないといけないというときに、やっぱり相見積もりをとってない事業者さんとかもいらっしゃるわけですよ。その辺もやっぱり認定してほしいというのはあると思えますので、その辺の柔軟な対応というのは、ある程度ケースケースでやっていく必要があるのかなと思えますが、そこはどうですかね。

○原山商工振興金融課長 その辺は、ちょっと今細かな制度設計をやっているところでございますので、またいろいろちょっと国とも協議しながら、細かなところは詰めさせていただきますと思えます。

○内野幸喜委員長 漏れがないような形でお願いしたいなど。

○奥藪商工観光労働部長 今回の地震の特徴というのは、いろいろありますけれども、経済に限って言いますと、熊本県の中核部がやられたと。いわゆる、工業の中心でございます益城から大津、菊池のところですね。テクノポリスを推進しておりましたところが被災の現場になりました。さらに、観光で言いますと、阿蘇がやられてしまった。それから、商業で言いますと、売り上げの7割以上を占めております熊本市がやられたと。まさに商工、観光の中心部が被災を受けたということ

ろでございます。

例えて言うならば、人で言うなら心臓をやられたと思うんですね。これを放っておきますと、心臓から血液が体全体に行き渡らない、で、だんだんだんだん弱っていくというような状況だと思います。

このグループ補助金は、例えば今の状況で言うと、何といいましょうかね、心臓の心筋梗塞みたいな話ですね。心臓にやる血液が回ってなくて、心臓の細胞がやられている、そこをどうかしなければ、この全体が治らない。まさに、このグループ補助金というのは、今そこの心臓をやられている部分にバイパス通して血液流しましょうと、そういう補助金でございます。

したがって、迅速に、もう一日でも早くやっていただかなければ、一日一日弱っていくという状況でございますので、私ども、本当に一日でも早くというようなことで、今設計をしておるところでございます。

この補助金、東日本が初めてだったんです。実は、阪神でもなかった事業でございます。東日本のときに初めて出てきたんですけれども、原則として、商工観光労働部の事業というのは融資が基本なんです。何があっても、まずはお金借りて、それでやってくださいと。これはなぜかという、私有財産に血税を入れることは、これはタブーですよというのが今までずっと来ていたんです。それが、東日本のときに初めて認められました。それは、要は、先ほどの心臓のあれで言えば、もう全体が死んじゃいますよと、心臓から血液を送らなければ、地域全体が死んでしまいますよと、そういうような状況で初めて認められたと。

今回も、熊本の中心部がやられて、これで立ち直らせなければ熊本の経済自体が死んでしまいますよと、そういう訴えをさせていただいて、それで初めて認められたというふうに思っています。

まさに、政府の第1弾の7,000億いただいた、まず第1陣の船でこの予算を認めていただきましたので、それもあわせて急ぐ必要があるかと思っています。

ただ、原則的に、これは復興ではなくて復旧なんです。ですから、これを機会にもっと広くしようという話があるけれども、そこはちょっと制約がございます。ただ、それでありましたが、この補助金はそうなんだけれども、いろんな、我々としては、ほかに弾がありますから、さっきおっしゃったように、この事業を核にして、また別の意味で言えば、商工会議所とか、新たに御縁ができるといいましょうか、つき合いができますから、そういったものを十分に活用して、今後の熊本の経済の活性化に尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 わかりました。

ほかに。

○溝口幸治委員 今部長がお話しになったので、もう十分おわかりなので、その部分は安心をいたしますが、ただ、今から制度設計して、募集をかけてということで、特にグループ補助金は——ほかの中小企業とか商工会とか商店街のやつは、大体姿が見えていて、早く手当てをするんでしょうけれども、グループ補助金は、グループの組み方とか、今想定されている心臓部分以外の、まあ手足の部分みたいな事業者さんもいっぱいあって、こういうところって、グループの組み方がわからないとか、いろいろな悩みが出てくると思いますし、ちょっとここは息の長い支援になるのかなというふうに思っています。

先ほど原山課長がおっしゃったように、1次から始まって、1次、2次、3次、もっどんどんどんどん行くのかなという気がしますが、これだけの予算と手間暇をかけるとい

う上では、原山課長は大変優秀な方ではありますが、商工振興金融課だけでというのは非常に厳しいのかなという気がしています。その体制のことをきょうは全然お話がないので、商工観光労働部として、そこをどういう体制でやっていくのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○奥菌商工観光労働部長 おっしゃるとおりでございます、これだけの事業をやったことがございません。商工観光労働部、大体300億ぐらいありますけれども、実質的には100億を切るぐらいの予算でございますので、10年分ぐらいいきなり来るといようなところでございます。当然やり切れないと思っておりますので、まずは、東日本がどういうふうにやったのかというのを取材に行かせてまして、視察に行かせてまして、まずはその商工の中で今プロジェクトチームを立ち上げました。主に3つございまして、製造業関係、それから観光、それから商業、サービスですね。それぞれに観光課と、それから産業支援課、それから商工振興金融課でございます。その3つで今プロジェクトチームをつくって、とりあえずどういう——まずは皆さんに説明しなきゃいけないので、細かいところの質問が出てくると思います。それに対して、どう答えるのかと、どういう質問があって、そのときどうするのかというようなところを、今詰めているところでございます。

もちろん、これにつきましては、国の絶大な御支援をいただいております、あんまり言うといけませんけれども、うちの部の会議室を今明け渡しております、中小企業庁が詰めてきていただいております。そこら辺から、東北でやられたベテランの方も来られていますので、その方々から知恵もいただきながら、今その最終的な詰めをやっているという最中でございます。

もちろん、実際に申請段階になりますれ

ば、受け付けだけでも大変になってしまいます。ですから、当然、そこは県庁職員、限りがありますので、外からそういう人を雇って、いわゆる別に受け付けをするような、そういう組織をつくる必要もあろうかと思っております。

今回、非常にちょっと悩ましいのは、県が事業主体になりますので、レフリーになるんですね。本当言うと、皆さんをこっちにということで連れていきたいのはやまやまなんですけれども、レフリーと、いわゆるそういう誘導、こっちに持ってくるという人はちょっとやっぱり立場が違いますので、そこら辺はやはり既存の商工会、商工会議所、そういったところ、さらに、今回は銀行さんとはまっていたかという話でございますので、いろんなそういう支援のところにお声かけをして、こういう制度でみんなでこの地域を復活してまいりましょうというお声かけをしております。皆さん、そうだそうだと言っていたいておりますので、ぜひこういうチームくまもとでやってまいりたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員 ぜひ頑張ってくださいと思いますけれども、レフリーも、試合をつまらなくする、厳しいことばかり言ってつまらなくするレフリーと、試合が楽しいなど、うまく回るなというレフリーがいますので、そのあたりのレフリーは、しっかり、どちらがいいのか、選択をお願いしたいというふうに思います。

そこで、このグループ補助金で拾えなかった部分を県の一般財源で組んだやつで拾っていきますという話がありましたけれども、どちらも何か微妙だなというものが多分出てくると思うんですね。そこは積極的に取りに行なってほしいと思うんですが、1つ例を言うと、これは観光にもつながるんですけども、阿蘇が、内牧がやられて温泉が出ない、

温泉を掘削せないかぬと。建物がどれだけ復活しても、温泉があそこはみそですよ、内牧というところは。建物がどれだけ立派になっても、温泉が出なけりやなかなか魅力は回復しないので、温泉をしっかりとやってほしいんですが、この温泉掘削については、当初の要望から、温泉の掘削についても何とか国の費用が欲しいということで、これはひょっとしたら健康福祉部薬務衛生課のほうからの要望でもあったのかもしれませんが、まあ皆さん方の要望でもあったんでしょうが、これと別にグループ補助金があったと。今回、グループ補助金で何とか拾おうとしているんですが、まだこれは結論が出ていないところですね。薬務衛生課に聞くと、薬務衛生課は、それはもう商工観光労働部のあちのほうでという話をするんですけれども、私、正直言って、これはそんなにうまくいくと思ってないんですね。東日本大震災の例でいくと、掘削の費用は入らなかったというふうに聞いておりますので、なかなかうまくいかない。けど、うまくいかなかったから掘れないというわけにはいかないんで、ある程度のところまでグループ補助金で頑張っても、グループ補助金でいけないときには、その環境省の予算なのか何かわかりませんが、しっかり7,000億の枠があるので、やっぱり何があっても、グループ補助金に入らなくても取りに行くという姿勢が必要だと思うんですね。

その場合に、私が怖いのは、いや、グループ補助金で頑張ったけど取れなかったんで、後は薬務衛生課さん頑張ってくれよじゃ多分取れないので、その場合でも、商工観光労働部で、まあ観光という視点からも、最後までしっかり取りに行くという姿勢を出してください。

今言ったのは、わかりやすく温泉掘削の件ですが、どこにも該当しないというものがないように、そこをしっかりと対応していただきたいと思いますので、その辺、部長、どうで

すか。

○奥菌商工観光労働部長 今回の地震で、やはり観光というのが一番痛んだと、これはもう皆さんの認識でございます。東日本のときに、あの津波が本当に——日本中が驚いた、その中で制度設計されました。熊本は、東日本が前例にはなりません。もちろん、それがかなりかたいハードルになっているのは間違いないと思いますが、やはり熊本らしさと言いましようかね、そこは私ども、今も言っておりますし、おっしゃるように、やり遂げたいと思っております。

○溝口幸治委員 もう1点いいですか。済みません。

さっきの観光課の割引付旅行プランとか、この辺の取り組みなんですけど、先ほど岩中先生おっしゃったように、九州全体はどうなんだという話もありますけれども、私なんか聞いて話では、もう鹿児島とか宮崎も相当今回の件で痛んでいると、私のところの姉妹都市の指宿なんかもう激減だということ、非常に大変だと思うんですね。だから、こういう施策というのは非常にありがたいし、失った観光客の数に応じて割引だとか配分額が決まっているので、まさに熊本県も頑張るところだと思うんですが、ただ、九州全体で取り合いをしていくので、それぞれ今度はライバルになってくるわけですね。

ですから、九州で失った観光客を全部取り戻すというのが大前提だと思いますが、先ほど課長がおっしゃったように、33万人が本県のキャンセルだったということですから、この33万人を取り返すかどうか、うまくいったかいかないかの私は分かれ道になると、評価の対象になるんだというふうに思います。

そういった点では、先ほど西岡先生がおっしゃったように、できるだけ地元の観光業者

にも活躍の機会を与えるというのは、私も賛成します。しかし、要は、最後の目標は、この33万人以上取り戻すということですので、これはネット販売であろうが、大手であろうが、使えるものは全て使って33万人以上取り戻すということがとても大事だと思います。

そういった面では、地元配慮しつつも、やれることは全てやるみたいな覚悟が必要だと思いますので、これからの制度設計の中で、やっぱりその33万人以上取り戻せなかったら、今回は失敗だったと、33万人以上取り戻すというぐらいの危機感を持って、ぜひやっていただきたいと思います。

これは、7月から始まって、12月に消化してもらわんといかぬわけですね。この間にしっかり制度設計をやっていかなければなりませんので、その辺の決意と覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

○永友観光課長 溝口委員おっしゃるとおりでございます。

昨年度、これは全国的に旅行券というのを発行してやりましたけれども、国の交付金を活用してですね。今回は、九州にスポットを、まあ熊本にスポットがある程度当たっております。180億円というとてもない金額なので、昨年度、本県が実施したのが10億ちょっとだったんですが、それを今回本県の配分は6.5倍ということになりますので、昨年度が10数万人お客さんをお呼びしておりますので、単純にいけば50万ぐらいはという、金額からすればですね。

そこは、昨年度の実績がありますので、その辺を踏まえた配分、ネット販売と店舗販売をしっかりと見きわめた上で、その配分も適切にやって、地元にもしっかりと頑張っていたいて、我々、夏場にはキャンペーン的なものも打っていきたく。これは旅行プランの割引助成制度を補完するといいますか、相乗効果を出すようにキャンペーンも打っていきたく

と思っていますし、その中で各地域の露出も図っていきたくと思っておりますので、やはり各地域の頑張りというのも必要だと。だから、一体となってやっていきたくというふうに考えております。

○溝口幸治委員 ぜひ頑張っていたきたいと思いますが、熊本県で頑張るんですけども、要は、例えば西岡先生のところの天草とか、私のところの人吉とか、やっぱりその地域も一緒に頑張らないと、なかなかその地域までって呼べないんですよ。ただ指くわえて、県がやるからうちにも何で客送ってくれんかじゃなくて、天草も頑張る、人吉も頑張る、黒川も頑張る、八代も頑張る、みんな痛んでないところは頑張らなければなりませんので、ぜひ、制度設計をやりながら、その市町村への、みんな頑張りましょうと、市町村も一緒に頑張りましょうというようなアプローチを、心がけてやっていただきたいと思えます。これは要望です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○高島和男委員 済みません、最後もう1点だけちょっと言っておきたいのは、溝口先生のお話の中で、奥菌部長が、東日本大震災が、まあハードルじゃないですけども、前例ということで今回対応がなされていると思うんですけども、東日本が発生したときには、阪神・淡路がやっぱり前例になっていたと思うんですね。その後に東日本が起きて、今回熊本が起きたということで、東日本を前例としていろいろグループ補助金だ何だかんだというのが出ていると思うんですけども、ぜひやっぱりこれからの本当に新しい制度を設計していただいて、今後起きてはいかぬんですけども、また大きな災害が起きたときに、熊本を参考にするというようなものをぜひやっぱり、私たちもそうすけれど

も、皆さんと協力し合いながらやっていかなくちやいかぬのじゃないかなと思っております。部長、いかがでしょう。

○奥菌商工観光労働部長 東日本のときには——今、税金で何がしかを取られていますけれども、やはり3万人の方がお亡くなりになったと、そういう大きさですね。それは桁違いでございましたので、そういうコンセンサスも得られやすかったんだと思います。

熊本の場合は、亡くなられた方には申しわけないんですけども、死者が50程度であったというようなところで、若干普通の地震と似たような話じゃないかと思われる部分もあろうかと思えます。

ただ、私申しましたように、やはり熊本の中心部がやられてしまって、ここを潰れさせてしまっただけでは、サプライチェーンでやっているような熊本の経済もだめになりますし、それから、観光も、やはり九州の観光がだめになりますし、地域のコミュニティーが壊れてしまいますというようなことで申し上げたということでございます。

やはり熊本のこれからを考えれば、おっしゃったように、例えば地方創生というお話がございました。私は、今回の地震のもう一つの特徴は、これから起こるであろう日本の災害の中で、人口減少の中で引き起こった地震という意味では、金玉だと思っているんですね。もうかなり——今回、私どもが恐れたのは、すぐに廃業になってしまうと。もう年だから、地震があつてこれでやめてしまおうという声が非常に多かったと思うんですね。これは、熊本だけではなくて、いろんな地方が今後直面するお話です。

私ども、まずは企業を潰さないということで、例えばつなぎ融資をやった、その次に、廃業をどうとめるかという話がありました。そのときに、この補助金というのは非常に有効だと思って、ここで強くお願いをしたとこ

ろなんですけれども、そういうように、今後日本で起こり得るであろう地震の先駆けとして、やはり、別に熊本が特別というわけではないけれども、皆さんに起こり得る、あらゆる地域で起こり得る話でございますから、そこはしっかりと主張して、国の御理解を得てまいりたいと思っております。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。——なければ、引き続き企業局に関する質疑に入りたいと思います。

何か質疑ありますか。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第4号、第12号から第19号までについて、一括して採決をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

ここで、一旦5分間休憩に入りたいと思います。

午前11時43分休憩

午前11時47分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き、再度開会させていただきます。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第13号について、執行部から

状況の説明をお願いします。

○中富消費生活課長 消費生活課でございます。

請第13号につきまして御説明いたします。

この請願の趣旨でございますけれども、本県で実施しております多重債務者生活再生支援事業につきまして、来年度以降も継続を求めるといっております。

この事業ですけれども、多重債務者からの相談を受けまして、その方の生活の再生を促すために、弁護士等の法律専門家も入りまして、債務の整理、それから、家計の診断、生活の見直しについて助言を行いますとともに、例えば子供さんの入学金でありますとか、必要で臨時的な支出がある場合には、貸し付けを行うというものでございます。

この事業は、平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合熊本に委託しておりますので、この6年間の事業実績でございますけれども、面談によります相談件数が約3,600件、貸し付けは約400件、合計約1億8,500万円となっております。

私ども、消費生活センターのほうにも、このたびの地震によりまして収入がなくなったり、自宅が損壊して住めなくなったけれども、ローンが残っているというような方から相談が寄せられております。こういう方々を含めまして、さまざまな事情により多重債務に陥った方で、継続した生活再生支援が必要なケースにつきまして、この事業を活用しております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して、質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、次に、採決に入ります。

請第13号については、いかがいたしましよ

うか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第13号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第13号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から、資料に従い、報告をお願いします。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料の経済環境常任委員会報告事項の冊子をお願いいたします。下に環境生活部と書いてございます。

1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、少しお時間をいただきまして御説明させていただきたいと思います。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、平成25年4月16日の最高裁判決以降の経緯を記載しております。説明に当たっては、ポイントのみ御説明させていただきたいと思っております。

平成25年4月16日の最高裁判決では、水俣病かどうかを判断するに際しては、総合的に検討することが重要であるとの指摘がなされました。

そこで、県としては、上から5項目めになりますけれども、7月29日に総合的検討とはどのようなものであるのかと、その具体化を環境省に求めたところがございます。

その結果、資料の2ページをお願いいたします。

一番上の項目になりますけれども、一昨年の3月7日に、環境省から総合的検討についての通知が発出されました。

このような最高裁判決後の一連の動きの中で、申しわけありません、もう一度資料の1ページにお戻りいただきたいのですが、下から5項目めになります。

平成25年10月25日に、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件、これは県の棄却処分を不服として不服申し立てをされていた案件ですけれども、国の不服審査会から、認定相当であり、知事の棄却処分を取り消すという裁判が出されました。

そして、その裁判には、従前の裁判を変更するという記述があり、これは不服審査会での判断について、これまでの考え方を変更するといった内容のものでありました。

これに対しまして、環境省は、今回の裁判は個別事案であり、参考事例であると、言うなれば、これまでとは変わらないとも言える見解を示したことから、国の不服審査会と環境省とで考え方が異なる状況が生じることとなりました。

このことから、県としては、このままでは認定審査業務を継続することが困難であると判断し、そのため、下から3項目めになりますけれども、平成25年12月19日、知事がそのような現状認識であることを表明するとともに、環境省に対しまして、国の臨時水俣病認定審査会、いわゆる臨水審で審査を行うよ

う、その設置と開催を求めたところがございます。

その結果、資料の2ページ、お願いいたします。

上から4項目めになりますけれども、臨水審、これは昭和54年に設置されまして、平成14年まで開催されていたものですが、一昨年の4月26日、12年ぶりに開催されました。

臨水審につきましては、これまで5回開催され、34件の審査が行われております。そして、32件の棄却処分が環境大臣により行われております。

昨年度の動きにつきましては、3ページ、お願いいたします。下から5項目めになります。

昨年の7月3日、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件1件について、これも県の棄却処分を不服として不服申し立てをされていた案件ですけれども、国の不服審査会から、県の棄却処分は相当との裁判が公表されました。

この裁判公表等を受けて、7月8日に知事が臨時記者会見を行い、最高裁判決を踏まえた環境省と国の不服審査会の考え方が整合のとれたものとなったとして、県の認定審査会を再開することを発表いたしました。

そして、7月12日ですが、県の認定審査会を約2年4カ月ぶりに再開し、20件の審査を行いました。

県の認定審査会は、昨年度におきましては、この7月12日の後、10月18日、それから、次のページ、12月20日、3月13日と計4回開催しまして、この4回の審査を経て、4件の認定処分、95件の棄却処分を行いました。

4ページのこの経緯の一番最後になりますけれども、本年度に入りまして、5月22日に、再開後5回目となる県の認定審査会を開催し、41件の審査を行ったところがございます。

以上が主な経緯のポイントであります。

訴訟関係につきましては、また後ほど御説明させていただきます。

次に、2番の認定業務の状況ですけれども、(1)の認定申請の状況につきましては、5月12日現在の認定申請件数は1,238件となっております。

このうち、括弧書きになりますが、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めている方は20件となっております。

(2)の認定検診の状況につきましては、県外の医療機関等への委託検診のほか、水俣市にあります総合医療センターなどにおいて、県からの派遣医師による検診を実施し、検診促進に努めております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況につきましてですけれども、詳しくは資料の6ページからの一覧表に掲載しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。横表となっております。

まず、6ページですけれども、現在、合計で9件の訴訟が提起されております。

この6ページ、表の一番左の水俣病被害者互助会による国家賠償等請求訴訟でございますけれども、原告8名による国、県、チッソを被告とする損害賠償を求める裁判が続いております。

下の経過の欄にありますように、平成26年3月31日に熊本地裁の判決がありましたが、現在、控訴審に移っております。

次に、真ん中の3件、いずれもノーモア・ミナマタ第2次訴訟となります。

これも損害賠償を求めるもので、それぞれ熊本、東京、近畿で提訴がっております。現在、原告数は、熊本が1,156人、東京が67人、近畿は83人と掲載しておりますが、つい先日、第5陣の提訴がありまして、92人と現在となっております。

次に、一番右ですが、これも損害賠償等請求訴訟です。

これは、昨年1月に提訴されたもので、原告は1名です。国、県、チッソを被告として、440万円の賠償を求める裁判となっております。

次に、7ページ、一番左になりますけれども、障害補償費不支給決定取り消し等請求訴訟です。

これは、水俣病の関西訴訟で損害賠償を受けられた方、認められた方が、その後、公健法上も県から水俣病として認定された方が、県に対しまして、公健法に基づく補償を請求された事案でございます。

下の経過の欄にありますように、1審では県が勝訴いたしております。ただ、原告が控訴いたしております、今月6月16日が判決の日となっております。

次に、左から2番目ですけれども、昨年10月15日に提訴されました水俣病認定義務付等請求訴訟です。

原告7人による公健法に基づく水俣病認定申請に係る不作為の違法確認と水俣病認定の義務づけの訴訟となっております。

最後に、右の2つになりますけれども、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務づけ等を求める訴訟でございます。内容は、水俣病の患者発生を食中毒事件として取り扱い、調査等の実施を求めているものでございます。

この訴訟、水俣病の認定とか損害賠償を直接求めるものではございませんけれども、関連する訴訟として掲載しております。

以上が裁判の状況ですけれども、いずれの訴訟においても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課の分は以上でございます。

○村井環境政策課長 環境政策課でございます。

続きまして、今の報告事項の5ページ、

4、チッソ株式会社の平成27年度決算の概要について説明させていただきます。

去る5月に、チッソの平成27年度決算が発表されました。中国及び新興国経済の減速の影響を受け、経常利益は前年度を下回る76億円となりました。しかし、平成12年から実施されておりますチッソ金融支援抜本策における経常利益目標額53億2,000万円はクリアしており、患者補償金の支払いには支障のない水準が確保されております。

平成28年度の業績予想については、60億円の経常利益が予想されております。

少し飛びまして8ページには、平成27年度決算を反映させたチッソに対する金融支援措置の仕組み図を、次の9ページには、今年度と昨年度のチッソの経常利益の配分図を参考までに添付しております。

環境政策課は以上でございます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の10ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

まず、1の水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございます。

趣旨でございますが、平成13年に策定いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、中長期的視点から環境状況を把握することとしております。

(2)の調査項目でございます。水質、底質、地下水、魚類、動物プランクトンの5項目について、年間を通じて調査をしております。

(3)に調査結果を記載しております。水質及び地下水ともに総水銀は検出されておらず、底質につきましても、3地点とも暫定除去基準値である25ppmを下回っております。

ウの魚類でございますが、カサゴとササノ

ハベラの2魚種ともに、魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

11ページをお願いいたします。

エの動物プランクトンの総水銀値につきましては、例年並みの結果ということでございました。

(4)の今後の対応でございますが、今年度も引き続き同様の調査を実施する予定としております。

なお、参考といたしまして、ページの下半分のほうに、調査地点を示した地図をつけております。

次に、12ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは港湾課、都市計画課が担当しております。水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づきまして毎年実施されておるものでございます。

調査内容と結果でございますが、わかりやすいように下の航空写真をごらんいただきながら御説明いたしたいと思っております。

まず、水質調査の地点でございますが、白い丸印に示しておるところでございます。埋立護岸の前面6地点の水質調査では、水銀は検出されておりません。

次に、埋立地地盤調査でございます。

写真の赤色と黄色で着色しているところが埋立地部分となっております。地盤の標高を測量しまして、従来の測定値と比較しながら地盤の変動状況を観察しているものでございますが、地盤の異常な沈下でありますとか陥没等は見られておりません。

次に、構造物変状調査でございます。

写真の中で、水色の線で示しました部分でございます。護岸、岸壁及び3つの排水路を対象に調査が行われております。各施設ともに、構造に影響を及ぼすような変状は確認されておりません。

今後とも定期的な調査を行いながら、計画的

に補修を行い、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

なお、写真の下、一番下に米印で記載してありますけれども、今般の熊本地震で水俣市で震度4以上を観測したため、目視点検と電位測定の臨時点検を実施し、異常がないことを確認されております。

引き続き、報告事項の13ページをお願いいたします。

平成27年度に実施いたしましたダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果について御説明いたします。

環境調査、行政検査、事業者による自主調査の3つに分けて御報告いたします。

まず、1の環境調査でございます。

いわゆる、一般環境の状況を調査しております。調査は、県内を4ブロックに分け、4年間のローリング調査を行っておりまして、平成27年度は、主に八代、水俣、人吉地区を調査しております。

調査の種類といたしましては、(1)の大気環境調査、(2)の地下水調査、(3)の公共用水質及び底質調査並びに(4)の土壌調査を行っております。結果は、全て環境基準値以下でございました。

個別の結果につきましては、後ろのほうのページにございます。

次の14ページをお願いいたします。

2の行政検査結果でございますが、法に基づく基準適合状況を把握するため、特定工場からの排出ガスや排水等の調査を実施しております。

延べ14施設のうち2施設で排出基準を超えていたため、改善命令を行い、運転停止の上、改善対策を実施しております。

また、ばいじん、燃え殻につきましては、9施設、延べ18検体の検査を実施した結果、1施設でばいじんが特別管理産業廃棄物に該当したため、指導の上、適正に処理されたことを確認しております。

3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づき、特定施設の設置者等に年1回以上の自己検査の実施が義務づけられておるものでございます。その実施状況についての調査です。

平成27年度末現在の自己検査実施義務の対象施設は132施設ございますが、検査を実施したものは115施設であり、全て排出基準値以下でございました。

なお、未実施が17施設ありますが、そのうち16施設が年間を通じて休止中ということで、調査対象外になっております。残りの1施設につきましては、施設の故障により休止状態であったということでございますので、再稼働後に検査を実施する予定と聞いております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

報告事項の環境生活部説明資料の17ページから18ページをお願いいたします。

内容につきましては、熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針の改定についてであります。

この取組指針につきましては、犯罪被害者等基本法を根拠に改定されます国の犯罪被害者等基本計画に合わせて、5年ごとに県のほうで改定しているものでございます。

前回の第2次取組指針が、取組期間が平成27年度末ということになっておりまして、今回、第3次を策定いたしました。

この取組指針につきましては、本県におけます犯罪被害者等への支援施策に関する大綱でありますとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護や犯罪被害者等に対する県民意識の醸成等、県、市町村、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図って、強力で推進するために策定したものでございます。

今回の改定に当たりましては、資料がございますとおり、本県の現状と課題、国の計画の改定内容を含めまして、基本方針、重点的な課題及び取組方針は継続しつつ、追加訂正等を行っております。

今回、主に追加した事項といたしましては、昨年の6月に開きました性暴力被害者ワンストップ支援センター、これは「ゆあさいどくまもと」と言いますが、この機能充実や、女性や子供など、被害が潜在化しやすい者への支援充実などが挙げられます。

指針の期間につきましては、平成28年度から32年度までの5年間としております。

本年5月にパブリックコメントを経まして、6月に第3次の取組指針として正式に決定しております、委員会で御報告させていただきました。

今後とも、当該取組指針に基づきまして、犯罪被害者等の支援を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 川越環境保全課長、水俣湾の要するに埋め立てですけれども、あの地震の日奈久断層帯のあれを見ると、何か水俣から芦北、あの辺に赤い線がいっぱいあって、断層が。この湾の構造というのは、大体震度何まで耐えるようになっておるんですか。

○川越環境保全課長 港湾課が担当しておりますが、聞いているところによりますと、レベル2地震まで対応できるというようなことで、レベル2地震といたしますが、マグニチュード7.9ということで聞いております。

レベル2地震が来たときに、場合によって

は隅角部あたりに少しなりと変状があるかもしれないということでございますけれども、埋立地、地震については大丈夫だという有識者会議での結論を得ているというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 原発とは違って、仮に埋立地が崩壊しても、そんなにばあっと水銀が広がるわけじゃないんで、汚染シートとか、そういうのを張って対応するんでしょうけれども、まあそんなに物すごい心配をする必要はないような感じもするんですけども、どうですか。

○川越環境保全課長 聞いておる限りでは、そのレベル2地震といたしますが、想定される最大限度の地震ということで聞いておりますので、今回の地震以上の地震が来ても耐え得るというふうに聞いております。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ほかに、その他で何かございませんか。

○西岡勝成委員 申しわけございません、何回も。地震の予算に関連して聞いてもよかったんですけども、水の都熊本と言われながら、今回の震災でかなり我々も、市民生活も、水道がかなり時間がかかりました。地下の水脈がいろいろ動いているという話も聞かれましたけれども、水を求めて企業が立地した例、たくさんありますよね。サントリーとかいろいろ、熊本の水を。そういうところの被害の実態というのはわかっているんですか。

○岡村企業立地課長 震源地周辺、熊本空港周辺に、そういう水を使う企業さんは多く立地をしておられます。サントリーさんにしろ、半導体の関連の企業にしろですね。そう

いうところの多くは、実際に被害に遭われております。

一部ずつ、5月から操業を開始されているところも出てきておりますけれども、あと数カ月、2～3カ月ぐらいはかかるという企業も一部にはあります、全面操業まではですね。というので、もうしばらく——全面、震災前と変わらぬ生産体制ということであれば、もうしばらく時間がかかることがあります。

○西岡勝成委員 地殻が動いているので、地下水が濁って、それが澄むまで時間がかかるような話も聞いたことがあるんですが。

○岡村企業立地課長 水が濁るという影響の部分は、正確にはちょっと私も把握はしておりませんので、ちょっとわからないところなんですけれども。

○川越環境保全課長 地下水に関しましては、非常にわかりにくい部分ございますけれども、例えば水道水源であります地下水が濁って断水をしたというところもございまして、濁った地下水につきましては、1週間から10日ぐらいで大体その濁りはおさまったというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 もう1つ、震災で思ったんですけれども、水というのは、非常に早く欲しいというあれがあるんですけれども、トイレにしても何にしてもですね、そういうあれですから。ああいうのは、こんなに水の都と言われながら、公園あたりに、そういう震災のとき、何か直接自噴できるような、ふだんは使わぬでもですよ、そういうのが熊本県下であるといいんじゃないかと思うんですけれども、そういうのはできぬものですかね。要するに、仮に何かまた大きな地震が来たりなんかするときに、水というのが一番あれで、

近くにそういうものが、非常時にすぐ使えるような施設はできないものですか。掘れば水は出てくるようなイメージであるもので。

○田代環境生活部長 通常時に、まあ本格的な井戸じゃないんだけど、掘っておいてというアイデアとしては、これまでもたしか県のほうの防災計画の地震対策編の議論の中でもあったというふうにちょっと記憶はしております。

1点、ちょっと気になりますのが、そういう井戸にいろんなものを投げ込んだりとか、そういう管理の問題があって、それで現在のところは、各市町村の水道水源が比較的かつちりと管理されるし、今回の場合はちょっと時間かかりましたけれども、それなりに復旧をいたしましたので、新たにそういう予備的な井戸を公園でどこまで備えておくのか、誰が管理して、そこがきちっとするのか、あるいは機械をそこにぱっと持ってきてという、そういう機械もあるやには聞いておりますけれども、そこはちょっと検討課題で、勉強させていただきたいかなというふうに思っております。

○西岡勝成委員 創造的復興というのは、そういうところからもやっぱり考えていただきたいと思いますので、まあ検討してください。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○末松直洋委員 お礼でありますけれども、宇城あたり、まあ熊本県内いっぱい各避難所をくまモンが回っていただきました。非常に喜ばれて、高齢者の人たちは、もう抱きついたら涙いて離れないというような感じで、非常に心の支えとなっておりますので、今後ともぜひ被災者に寄り添った活動をよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 ほかになければ、以上で本日の議題は終了させていただきます。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長